

令和4年2月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和4年2月3日（木） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉 聡 教育長  
荒 川 由美子 委員（教育長職務代理者）  
澤 田 真 弓 委員  
川 邊 幹 男 委員

3 出席説明員

教育総務部長	佐々木 暢 行
教育総務部総務課長	杉 本 道 也
教育総務部教育政策課長	古 谷 久 乃
教育総務部生涯学習課長	高 橋 直 人
教育総務部教職員課長	平 石 拓
教育総務部学校管理課長	二 見 裕
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	川 上 誠
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部学校食育課長	山 田 智 子
学校教育部教育情報担当課長	飯 田 達 也
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	柳 井 栄 美
美術館運営課長	岡 本 剛 彦

4 傍聴人 3名

5 議題及び議事の概要

○ 教育長 開会を宣言

- 教育長 本日の会議録署名人に川邊委員を指名した。
- 日程第6 議案第7号から日程第9 議案第10号につきましては、今後、市長が議会に提案する案件のため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
  
- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、1月定例会から本日までの間の所管事項について報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告資料をご覧くださいと思います。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、各種様々な行事が現在中止あるいは延期というような形となっております。

その中で1点、ご報告をさせていただきますと、1月13日から第74回の児童生徒造形作品展が開催されました。1月定例会後に各委員の皆様にも児童生徒造形作品展並びに横須賀総合高校の美術部の展示等についてご覧いただいたところであります。

(質問なし)

#### 日程第1 議案第2号『横須賀市教育振興基本計画の策定について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育政策課長)

それでは、教育政策課から議案第2号『横須賀市教育振興基本計画の策定について』ご説明いたします。

議案第2号説明資料の1ページをご覧ください。

教育振興基本計画は教育基本法に基づき、本市の実情に応じ、本市における教育の振興のための基本的な計画として、教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、定めるものですが、現行計画が令和3年度で終了するため、令和4年度からの新たな計画を策定します。

計画期間は横須賀市基本構想・基本計画と合わせ、令和4年度から令和11年度までの8年間とし、また、令和7年度までの4年間の前期実施計画を含めて策定

いたします。

計画の概要につきましては、これまでの定例会等でご報告させていただいておりますので、今回は計画案に対するパブリックコメント手続の結果を中心に説明させていただきます。

パブリックコメント手続による意見募集は、12月10日から1月6日までの間に行い、2人の方から2件のご意見をいただきました。意見の提出方法と内容の内訳は表の記載のとおりです。

なお、パブリックコメント手続では、基本計画の部分となる横須賀の目指す教育の姿及び基本的な方針が意見募集の対象となり、実施計画の部分となる柱、施策、事業、目標指標は意見募集の対象外となっております。

2ページをご覧ください。いただいたご意見の概要と教育委員会の考え方を説明します。

1つ目のご意見は、横須賀市の教育全体を眺めると、読書の位置付けが小さいと感じている。読書をもっと大きな柱にすることを掲げられないかという内容です。

こちらについての教育委員会の考え方ですが、子どもの読書活動の推進については柱1、確かな学力及び柱14、図書館、博物館、美術館における豊かな学びの推進に施策を位置付け、学校教育、社会教育の両面から推進を図り、また、教育振興基本計画に基づく個別計画、横須賀市子ども読書活動推進計画を定め、本市における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえた施策を推進することとしています。

読書の果たす役割は大きいと考えていますが、本市の教育全体を捉えた計画の柱は計画案のとおりとし、読書活動については個別計画である横須賀市子ども読書活動推進計画に基づき、具体の施策を推進していくことが適していると考えています。

2つ目のご意見は小・中学校における読書活動の推進についてのご意見です。こちらについての教育委員会の考え方ですが、学校図書館機能の充実は事業11、子ども読書活動の推進に取り組みを位置付けていますので、今後、事業を進めるにあたっての貴重なご意見として承りました。

提出された意見は以上です。

なお、提出された意見による基本計画案の修正はございません。

教育振興基本計画につきましては、本日、ご議決をいただきましたら3月の市議会で報告を行い、その後、ホームページなどで市民に公表するとともに学校など、関係機関に配布するなどして周知を図ります。

以上が議案第2号『横須賀市教育振興基本計画の策定について』の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

市の行政としてパブリックコメントという手続をずっと取っているのですが、形としては市のホームページに掲載するだけですが、実際に意見を言っていたかという方は非常に少ないというのがこれまでの実情かと思うのですが、そのホームページにどのくらいの方がアクセスしたかというものは、何か全庁的に取る方法というものはあるのですか。

(教育政策課長)

すみません。今のところ、それがあつかないかについては存じ上げませんので、後で調べたいと思います。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

何でこんな質問をするかという、こういう形で意見が出てきて、少ないよねという話はあるのですが、では実際どのくらいの方にこのパブリックコメントが周知されたのかという、サイレントマジョリティーの方たちというのがどのくらいいるのかが分からないと、せっかくこういうパブリックコメントをかけたとしても、周知がされたのかされていないのか、形だけパブリックコメントをかけたという話にどうしてもなってしまうのではないかなという心配があるので、何かそういうところがきちんと分かるのであれば、訪れた方というものの数字がつかれるのであれば、それは必要なのかなというふうに思っているのですが、これは私の意見も含めているのですが、他にご意見等、いかがでしょうか。

(澤田委員)

今の教育長のご意見、そのとおりだと思います。裏面の教育委員会の考え方の部分につきましては、どのような形で返すのでしょうか。ホームページに載せるのでしょうか。

(教育政策課長)

パブリックコメント手続の制度として、個別にご意見をお返しするということはございません。最終的にはホームページで公表することで意見の回答という形になります。

(新倉教育長)

私のほうから言えば、単にパブリックコメントだけを見ると意見が少なく、中身を見てもらっていないのではないかという不安が1つあるのですが、ただ、

これを作るまでの間に様々な方、市民の方から意見をいただいているということがあるので、その部分もきちんと我々としては評価しておかなければいけないのかなというふうに思っています。

ただ、やはりこういったものを知らしめるという、様々な情報が氾濫している状況の中で考えると、本当にそれが見てもらえている制度なのかどうかと。これは少しこの話とは違うパブリックコメントという1つの制度がいいものだというふうに捉えてきながらも、何となくマンネリ化しているのではないかなということと、本当にそれがどのように周知されているかというところについてはもう少し検討を加えないといけないのかなと。

いわゆる計画をつくるときには様々なアンケートをし、市民の方たちの意見も聞いているのだけれども、できたものについて見てもらったときの意見が少ないというのは少し寂しいかなという感覚があったので、少し発言させていただきました。

(教育政策課長)

パブリックコメント手続の意見が少なかったことにつきましては検討委員会でもかなり話題になり、ご意見もございました。やはり数が少ないということで関心が低かったのではないかというご意見です。

これまで、今、教育長がおっしゃっていただいたようにつくる過程では多くの方に参加していただきながら、多くの方のご意見を踏まえながら策定してきた経緯があるのですけれども、できたものを見ていただくということについてもやはり私たちの工夫も足りなかったのではないかなと反省しているところです。

パブリックコメントをかけるときにも、例えば資料についてはただ膨大な資料を載せるということではなくて、概要版を載せるですとか、あとはパブリックコメント手続をかける前の素案ができた段階で、例えば教育フォーラムのようなものをもう一度開催をして、そこで関心を高めてという工夫もあるのではないかというご意見も検討委員会では頂戴しましたので、それは今後、また活かしていきたいと思います。

また、さらに策定をして終わりではありません。計画の内容についてはしっかりと伝えていくという使命も残っておりますので、今後も広報、周知には努めたいと思っております。ありがとうございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第2号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

## 日程第2 議案第3号『横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

教育指導課から、議案第3号『横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定について』説明させていただきます。

議案第3号資料の一番後ろに添付しております説明資料をご覧ください。

まず1、制定の理由です。令和4年度から市立学校に学校運営協議会を設置することに伴い、設置等に関して必要な事項を定めるため、教育委員会規則を制定するものです。

次に2、制定の経緯です。学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定される地域住民や保護者などが学校と目標を共有し、一定の権限と責任を持って学校に参画する仕組みになっています。

平成29年3月の法改正では、学校運営協議会のさらなる活動の充実と設置の促進を図るため、教育委員会に対して所管する学校への設置の努力義務が課せられました。これを受けて、本市においても令和4年度から市立小学校、中学校、ろう学校、養護学校及び高等学校に学校運営協議会を設置することとしました。

次に、主な構成です。第1条には、趣旨として法的根拠、第3条には、横須賀市教育委員会が設置者として各市立小学校、中学校、ろう学校、養護学校及び高等学校に設置します。第5条には、委員の定数として原則8名以内であることや身分は特別職の地方公務員であること。裏のページになりますが、第7条には、任期を規定します。第12条には、役割として学校運営に関する基本的な方針の承認や協議事項などを定めています。そのほか、学校運営協議会の設置に当たり、必要な事項を定めています。

最後に4、施行期日についてです。令和4年3月1日に公布し、同年4月1日から施行します。

規則の詳細については議案書の規則内容をご確認ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(川邊委員)

少し分からないので教えていただきたいのですが、改めてこれを設置するというのですが、今まではこういうような形のものはないのでしょうか。

(教育指導課長)

これまで学校評議員制度というものが本市においても導入されておりました。学校評議員制度は校長が必要に応じて、学校に関する保護者や地域の方々から意見を聞くための構成となっていて、今回につきましては、学校運営について一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関ということになります。構成員は地域の方等そういった部分で重なっているところはあるのですが、制度としては異なります。

(荒川委員)

今の川邊委員の質問にも関係するのですけれども、今まであった学校評議員制度と今、ご説明いただいた部分であるのですけれども、もう少し大きな違いとありますか、そのあたりを詳しく教えていただけるとありがたいのですが、よろしく願いいたします。

(教育指導課長)

先ほども申し上げました中にもありましたが、学校評議員制度は基本的に校長の求めに応じて、学校運営について意見を個人として述べる機関となります。

学校運営協議会は1つの合議制の機関として、学校運営に関わる、年度当初における方針等について校長が丁寧に説明をし、それを皆さんと共有しながら合意形成を図り、承認をし、それでそれぞれの立場、学校運営協議会に関わる委員の立場の方が、何ができるかということと一緒に考えながら学校運営に携わると、そういう機関となります。

(荒川委員)

では、学校長が1年間の計画とかを出した場合、それを運営委員会にかけた場合に、その参加された委員の皆さんから、例えば反対とまではいかななくても、修正したりとか訂正したりとか、いろいろなそういうご意見が出たときに、それをやはり合議体として出た意見を基に方針を変えていくというような捉えでよろしいのでしょうか。

(教育指導課長)

承認という言葉置き換えますと、合意形成ですとか共有という言葉になると思います。基本的には校長がまずご自身の中で学校運営方針をつくり、それを丁寧に説明することで、理解を促しながら最終的には承認をいただくこととなります。

ただ、今、荒川委員からご指摘ありましたように、そこの中で違う角度から委

員さんからご意見をいただいた場合については、再度見直すということはある  
得ると思います。

(澤田委員)

確認をさせていただきたいと思います。第3条「設置」の概要ところの「ただし」の後のところですが、必要な場合は「2以上の学校について一の協議会を置くことができる」とあります。これは例えば中学校区1つとして設置する、あるいはその区の中の小学校が、あるいは小学校と中学校が、というようなことが可能だと捉えてよろしいのでしょうか。

(教育指導課長)

委員のおっしゃるとおりです。これまで小中一貫等の取り組みの中で、やはり2つ以上の学校に一つの協議会として進めていくことが様々な面でメリットがあるのではないかとということであれば、教育委員会としてそれを承認していくという形になります。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第3号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第4号『横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について』

日程第4 議案第5号『横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正について』

日程第5 議案第6号『横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について』

教育長 一括して議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第4号から議案第6号 市立学校の管理運営に関する規則中改正です。まず、今回の改正の趣旨についてご説明いたします。

議案第4号の資料の一番後ろに添付しております説明資料をご覧ください。今回、3項目の内容を併せて改正いたします。

1、改正内容です。1つ目は休業日の変更についてです。教職員の働き方改革と教育の質の担保、向上の面から、入学式や始業式の準備時間確保及び年度当初



における学校運営方針等の協議、共有の時間を十分に設けるため、学年始休業日について4月1日から4月4日までを4月1日から4月6日までに変更いたします。

2つ目は学校評議員の規定についてです。先ほどの議案第3号でご説明しました学校運営協議会の設置に関連しまして、これまで学校評議員が担っていた役割を令和4年度以降は学校運営協議会が包括することになるため、学校運営協議会を設置した場合は、学校評議員の設置は要しない旨の規定をいたします。

3つ目は指導要録の様式改正についてです。文部科学省は平成30年3月告示の高等学校学習指導要領で、全ての教科等の目標及び内容を知識及び機能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整備をいたしました。このことにより、特別の教科、道徳を除く全教科の観点別学習状況の評価の観点が現行の4観点、国語につきましては5観点、から3観点に変わることにより、様式の改正が必要となりました。

併せて、今回示された国の様式やこれまでの県の様式を参考に、学籍に関する記録の第1面の備考欄の名称変更、第2面、備考欄の追加、指導に関する記録の第6面の総合的な探究の時間及び特別活動の記録の記載形式の変更を行います。

2、改正する規則についてです。3つの観点の規則が改正の対象となります。ただいまご説明しました3項目について、今回、各管理運営規則ごとにどの項目の改正が必要であるかを表にまとめました。

休業日の変更は、小・中・特別支援学校及び高等学校に及びますが、特別支援学校につきましては、第99条の準用規定の適用があり、小・中学校の管理運営規則の規定を準用するため、規則改正の必要はありません。

同じく学校評議員の規定につきましても、小・中・特別支援学校及び高等学校に及びますが、準用規定により特別支援学校につきましては規則改正の必要はありません。

高等学校の指導要録の改正につきましては、高等学校とろう学校高等部の指導要録を改正いたしますので、特別支援学校と高等学校の管理運営規則の様式を改正することとなります。

3、施行期日についてです。3つの管理運営規則とも令和4年3月1日に公布し、同年4月1日から施行します。それぞれの議案の詳細につきましては、各議案書の記載内容をご確認ください。

以上で、議案第4号から議案第6号までの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

先ほど、来年度、4月1日からは横須賀市の学校については学校運営協議会を

設置するという形で規則制定の議案が可決・確定されましたが、そのご説明の中に、学校評議員から学校運営協議会に変えるというふうにご発言があったのですが、今回のこの部分の改正には、学校評議員を廃止するというふうにはなっていないのですね。そこはどういう解釈をされているのかを説明していただけますか。

(教育指導課長)

学校評議員につきましては、各学校の実態、学校評議員としての会を持つ学校もあると認識しております。ただ、学校運営協議会自体が校長からの学校運営に関する意見を求める機会ができるというような位置付けもしておりますので、今回の学校評議員会につきましては設置を要しないという形でいたしました。

(新倉教育長)

学校評議員は小・中学校で残ってしまうのですか。4月1日から学校運営協議会に全て変えるのですよね。

(学校教育部長)

基本的に学校運営協議会を設置した学校には学校評議員を包括する機能もありますので、そこで学校評議員で行っていた内容ができますので、学校評議員はいなくなるという解釈でございます。ただし、学校評議員は学区を、法律的には、学校教育法に規定されていて、その法律がなくなっているわけではないので、学校評議員をなくすという記載は今回は行いませんでした。

(新倉教育長)

もう少しここをきちんと論理的に説明をしておいていただかないと、各委員さんが混乱するのではないかと思います。

日本において学校を設置した場合には、全て学校教育法の法の下に措置をされます。これがまず基本の法律だとすると、その中において規定されている学校評議員というのは、本来全ての学校に置かなければいけないとされているので、学校評議員制度というのは、これは公立、私立を問わず、全てがこれまで設置されてきました。

一方で、学校運営協議会というのは、地方教育行政に関する法律に基づいているから、公立の地方公共団体が設置した学校については学校運営協議会を設置することができるという形になってくるので、学校評議員の機能を包括した学校運営協議会を横須賀市は公立学校については適用するのだということで、今回の規則改正をするということでもいいのですよね。そこの整理をきちんとして

いただかないとおかしくなってしまう。

(学校教育部長)

申し訳ありません。教育長が今、説明していただいたこういった整理をこちらのほうでしまして、今回、学校運営協議会を設置した次第です。また、きちんと各学校、それから市民の方にもこういった説明を今後ともしていきたいと考えています。

(新倉教育長)

先ほど、教育指導課長の話の中では、学校運営協議会が設置されない学校には学校評議員が残るといような発言がありましたけれども、4月1日から規則改正をして、これをつくるということは、4月1日から全てが学校運営協議会になるということでのいいのですよね。

(学校教育部長)

これは横須賀市では、全ての学校が学校運営協議会を設置するというところでスタートしております。全ての学校です。

(新倉教育長)

すみません。つまらない質問をしてしまいましたけれども、ご確認いただけましたでしょうか。その上でご質問があればどうぞ。

(川邊委員)

議案の4号のところ、これからは指導の根幹を変えるというふうなことなのですけども、使う教材は今までと同じものなののでしょうか。同じ教材で指導方法を変えていくということなのか、あるいは教材自体が変わるのか、どちらでしょうか。

(教育指導課長)

高等学校につきましても、来年度から新学習指導要領に基づいた教科書が示されます。教材に関わってそれに付随した教材が選定されるという認識であります。

(新倉教育長)

選定されたのですよね。

(教育指導課長)

教科書は選定されています。それを使用して、教材に関わってそれを加味したものが選ばれるということです。

(新倉教育長)

もう一回確認をします。昨年中に高等学校の教科書の選定はもう終わっていて、それが新年度から使われるので、それに合わせた指導要領の部分の帳票の改正を今回するのだということですね。そこを確認していただかないと、これから教科書を選ぶみたい取られてしまうと違うと思っているので。

(教育指導課長)

説明が足らずすみません。来年度、新学習指導要領に基づく教科書選定は既に終わっていて、4月からその教科書を使用して総合高等学校は授業を進めてまいります。教科書が変わりましても、それに基づいた教材を選定し、指導を行っていくこととなります。

(新倉教育長)

もう1点だけすみません。休業日を4日から7日、いわゆる始業日が今まで5日だったのが7日になるという形になるのですが、どういう問題があって、これを変えるつもりなのか。それから始業日が遅くなるということは、授業日数全体が減ってしまうという心配があるのですが、そこについてはどのように判断されたのかだけをお願いします。

(教育指導課長)

例えば本年度につきましては1日が木曜日でした。2日が金曜日、土曜日、日曜日、3日、4日で、5日がいわゆる始業式、入学式という日程でありました。実質は1日の午前中は、辞令交付式等で職員が一斉に集まっていることが多いような状況が市立の小・中・高等学校にあります。

午後は、校長も含め、戻ってきた段階で様々な会議、顔合わせも含めたことが行われ、そして5日に向けた始業式の準備、それから入学式等の準備が2日に行われると。

そうなりますと、1年間の、学校運営方針ですとか学年会ですとか、そういったことがなくなってしまい、結果的に本年度、校長会のほうから報告があったのが土曜日、日曜日に職員の方が勤務し、様々な準備をして5日を迎えたという実態がありました。

次年度以降につきましても同じような状況が年度によっては生じます。その

ような背景の中で、今回、このような改定を実施しました。

もう1点ありました授業時数というか、授業日数の部分につきましては、どの年度も標準時間数は確保できるということを確認しております。

各学校のほうにつきましては、それぞれの状況に応じながら、例えば1年間の中で教育課程編成をマネジメントの視点で、必要な授業時間を増やしていただいたり、それから私たちのほうでも1時間、1時間の授業の質の向上という視点で支援、指導、助言をしてまいりたいと考えています。

(新倉教育長)

これは確認というか、実態をもう一回教えていただきたかったのは、先生方、市内に小学校が48校なり、46校なりあると、4月1日に異動なりあるいは辞令をもらって着任をするわけです。前の学校で3月のいわゆる春季休業とっている間に新しい学校に行くということがあるのですか。

もう一つは、4月1日に新規採用の先生が採用される場合というのは、3月中に採用される予定の先生方というのは当該校に行くようなことがあるのですか。

(教育指導課長)

各学校の状況により多少異なると思いますが、年度末に一度、校長と面接や面談的な要素の中で新しい学校に行くということは初任も含めてであると認識しています。

(新倉教育長)

問題となっているのは、4月1日から新しい学校で勤務するというのは、言葉上はそうなのですが、辞令交付式や何かが行われるので4月1日の午後にならないと全ての先生方が集まる、つまり学年の担任だとかの事務分担、学年会、それから自分が何をやる、どんな先生が全員にいるかということがその時点でないと集まらないと言ったらおかしいけれども、そこで初めて会うので、それから仮に5日だとすれば、1日の午後から2日、3日、4日の3.5日ぐらいしか準備の期間がなくて、これだととても新たに子どもたちを受け入れるという体制が整わない、期間が短過ぎるということがあるということが今回の改正の主眼ですか。

(教育指導課長)

教育長のおっしゃるとおりです。

(新倉教育長)

そうすると今回、この改正をすると、年間で2日間授業をしない日が生まれてしまうのですけれども、その授業時間の確保というのはどういうふうに考えるのですか。

(学校教育部長)

その点について、カレンダーを基に時間数のシミュレーションを教育委員会で行いました。先ほど教育指導課長が申しあげましたように、標準授業時数は小学校高学年と中学校で1,015時間必要です。それに対して、この休業日2日を加えましても1,200時間以上の時間を確保できるということは確認しておりますので、そうしますと、185時間、余剰時間がありますので、その中で学校が運営できるというふうにシミュレーションいたしました。ということで、この2日間の休業ができるというふうに考えております。

(新倉教育長)

そのお話でいくと、今でも200時間ぐらいの余剰があるということだと、例えば子どもたちとか家庭にとって夏休みだとかをもっと延長してもいいのではないかということが出てくると思うのですが、その余剰の見方というのはどういうふうに考えているのですか。

(学校教育部長)

この余剰時間を使って、学校は、例えば始業の日の半日授業を行ったり、また、最後の終業の日の半日授業を行い、また、行事も決められた特別活動の年間35時間だけでは足りない部分がありますので、そこに充当したり、そして今はコロナ禍ですけれども、通常ですとインフルエンザなどがはやった場合に何日か学級閉鎖や学年閉鎖、また学校閉鎖が起こるかもしれませんので、その部分も加味して余剰を考えているといったところで計画をしております。

そのことを踏まえましても、185時間以上余剰が残ることなので、運営ができるというふうに判断しております。

(新倉教育長)

そうすると直近のお話として、令和2年度、令和3年度に新型コロナが発生したことによって休校なり、一定の臨時休校等が行われてしまいました。あの段階において、学習時間は確保できたのですか。

つまり、それが余剰で持っていた185時間がマックスで、その中でも対応できるという判断があるからということではないのですか。

(学校教育部長)

コロナ禍で一斉臨時休校におきましては2か月間以上の時間が失われました。それについては文部科学省のほうから通達がありまして、標準時間数を下回っても、様々な授業の工夫や家庭学習の内容を踏まえて、学校長が学習内容を子どもたちが履修できたというふうに確認、判断ができれば修了できるといったような通知がありました。

それを踏まえて、各学校では家庭学習の内容を評価し、それを加えてこの年の学年の学習内容を修了させてきた実績がございます。ですので、このことと長い休業とは少し状況が違うということがございます。

(新倉教育長)

そうすると、文部科学省は1,015時間を定めているということは、これは最低限度時間だというふうに捉えているということではいいわけですか。つまり、私たちが学校運営をするときには、1,015時間以上の確実な授業時間は確保しなければいけないけれども、その上限時間はどこに置くということは定めない。ただ、それを確保するためのバランスを取るための日数というのでしょうか、そのためのストックの日数をどの程度に取っておくかによって管理運営規則の全体時間を決めているのだということではいいということですか。

(学校教育部長)

おおむねそういった考え方で行っております。この1,015時間という時間はあくまでも標準授業時数といわれているとおり、最終的には、もし下回った場合でも、実際にインフルエンザが大流行して下回る場合も平時でもありますので、そのときも学校長が、子どもたちがきちんと履修内容を履修したと判定できれば、これを下回ってもいいということにはなっております。

(新倉教育長)

すみません、少し別な話になってしまいましたが、そういった制度の下で使うということですが、他に何かご質問等ございますか。

(荒川委員)

質問ではなく、意見なのですが、学校に勤務していた者として、この年度末、年度初めの忙しさというのは、今、具体的にご説明もあったのですが、2日間休業日を増やすことによって、教職員が新学年のスタートがどれだけ余裕を持って、準備ができるだろうと思って、うれしく思いました。

そして、その余裕を持ってスタートできるということは、子どもたちへの指導

に反映されると思います。ですから、そういった意味で、新年度のスタートを切るその時期にあってはとても良いと思いましたので、意見を言わせていただきました。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第4号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

議案第5号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

議案第6号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『令和4年度指導の目標と重点について』

（教育政策課長）

教育政策課から令和4年度指導の目標と重点についてご説明いたします。

初めに趣旨をご説明いたします。

指導の目標と重点は、横須賀市教育振興基本計画の方針に基づいて説明しております。

指導の目標は、各学校と教職員に対して本市の目指す方向性を示し、子どもたちの指導に生かすものとしており、指導の重点は指導の目標を踏まえ、本市の子どもたちにとって優先的に取り組むべき課題として、学校と教育委員会が一体となって取り組むべき内容として示しているものです。

令和4年度、指導の目標と重点の設定にあたっては、先ほどご議決をいただきました新たな教育振興基本計画における横須賀の教育の目指す姿及び本市の学校教育の現状や課題等を踏まえながら、各課の指導主事により構成する指導の目標と重点検討会議及び合同指導主事会議にて検討、協議を重ねてまいりました。

それでは、まず指導の目標についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

令和4年度指導の目標では、目標1から目標6まで6つの目標を設定しました。これらは新たな横須賀市教育振興基本計画の前期実施計画に基づき、子どもたちを指導する上で学校が取り組むべき目標とその内容で構成しています。

目標1は、「確かな学力を育成します」とし、予測困難な時代を生き抜き、未



来を切り開く資質、能力の育成を目指すとしました。その具体的内容として、学力向上推進プランに基づいた学び合う集団の育成や粘り強く学ぶ力の育成などを示しました。

目標 2 は、「健やかな体を育成します」とし、発達の段階に応じた健康の保持、増進、体力の向上を図るとともに、学校における食育の充実を目指すとしました。具体的な内容として、健康の保持、増進や体力の向上に向けた取り組み及び望ましい生活習慣の確立に向けた支援の充実を示しました。

目標 3 は、「豊かな心を育みます」とし、自分や他者を大切にする態度を育み、よりよい人間関係を築く力の育成を目指すとしました。その具体的な内容として、人権教育と道徳教育の充実、いじめ、暴力行為への適切な対応を示しました。

目標 4 は、「多様な教育的ニーズを踏まえた適切な支援を行います」とし、支援教育推進プランに基づいた取り組みの推進により、共生社会の担い手を育むことを目指すとしました。この具体的内容としては、魅力ある学校づくりの推進、子ども一人一人のニーズに応じた支援の充実を示しました。

目標 5 は、「学校・家庭・地域の連携のもと、持続可能な教育環境の整備・充実に取り組みます」とし、子ども、教職員がともに心豊かに安全で安心な学校生活を送ることのできる教育環境の整備、充実を目指すとし、具体的内容とし、危機管理意識の向上、特別教室や 1 人 1 台端末を含む教材、教具の効果的な活用、学校運営協議会制度等を生かしながら、学校、家庭、地域の連携を深め、教育力を向上させることを示しました。

目標 6 は、「教職員の力を高める体制づくりを進めます」とし、教職員一人一人の力が発揮され、学校全体の教育力が十分生かされるような校内体制を目指すとしました。具体的内容として、校内組織を有効に機能させること、校内研究、研修の充実による教職員としての資質、能力の向上、教職員の働き方改革の推進を示しました。

続いて、指導の重点についてご説明いたします。

資料 2 をご覧ください。

令和 3 年度までの指導の重点は、確かな学力、豊かな心、健やかな体に関わる内容で構成されてきました。これら 3 つは現在の学習指導要領において、引き続き育成を目指すものとされています。また、横須賀市教育振興基本計画の前期実施計画においても柱として設定していることを踏まえ、令和 4 年度以降につきましても、引き続きこの 3 つの柱を踏まえて、指導の重点を構成することといたしました。

重点 1 は「確かな学力を育成します」、重点 2 は「健康の保持増進と体力の向上を図ります」、重点 3 は「多様な人々と協働する力を育てます」としました。3 つの重点がバランスよく合わさることにより、子どもの生きる力の育成につ

なおります。

また、それぞれの重点では、目指す子どもの姿や特に子どもに身につけさせたい力を示しています。そして、各重点において学校で取り組んでほしい具体的な手だてを示し、学校が何をすべきか、何をすればよいのか、メッセージが分かりやすく伝わるよう工夫しました。なお、手だてとしては、各重点にまたがるものも多いことから、各重点を横断する手だてについてもお示ししています。

続いて、資料3をご覧ください。

資料3は各学校に掲示する予定のポスターです。教育振興基本計画における横須賀の教育の目指す姿と指導の目標と重点の内容、そしてそのつながりが見えるようなつくりとしています。各学校に2枚ずつ配布し、校長室や職員室の職員が見えやすい場所に掲示する等の方法で活用していただきます。

続いて、初めの資料にお戻りいただきまして、3、周知の方法をご覧ください。

令和4年度指導の目標と重点については、教職員に配布予定の指導の必携に掲載するとともに、学校や教職員への理解を図るために校長会や各種研修会等で説明してまいりたいと考えております。

最後に4、取り組みへの支援をご覧ください。

指導の重点についての取り組みの支援としては、各学校が作成する学校重点プランへの指導助言、指導主事の学校訪問等における学校経営や教育課程に関する指導助言、さらに学力学習状況調査等の結果など、学校ごとの分析を行い、要因や方向性を示し、各学校における取り組みに活用できるようにしてまいります。

以上で、令和4年度、指導の目標と重点についての報告を終わります。

(澤田委員)

令和4年度の指導の目標と重点を基に、各学校では教育課程の編成や工夫・改善を行っていくのですが、教育課程編成の責任者である校長先生方にはいつ伝達、説明を予定されているのでしょうか。

といいますのも、やはり各校の校長先生方は新年度当初には運営方針や思いを職員や保護者にお話になるのだと思います。新年度に向けての準備もあろうかと思しますので、早めに伝達、説明をしていただければという思いもありまして、予定についての質問をさせていただきました。

(教育政策課長)

小学校校長会、それから中学校校長会が2月7日と8日にそれぞれ開催される予定ですので、そちらに出向きましてご説明したいと思っております。

(質問なし)

## 報告事項(2)『新型コロナウイルス感染症の発生状況について』

(保健体育課長)

保健体育課から新型コロナウイルス感染症の発生状況についてご報告をいたします。

お配りした資料をご覧ください。

初めに、市立学校の状況についてです。1の(1)にはPCR検査等の結果、陽性が判明した市立学校関係者について今年度の月ごとの人数をまとめました。

表に示しましたとおり、昨年8月には合計186人を数えましたが、いわゆる第5波のピークアウト後からは減少傾向に転じ、特に10月から12月まではごく僅かな陽性者が確認されたのみでした。しかし、その後の全国的な感染拡大に伴い、今年1月に入ってからは本市学校関係者の陽性者についても急激に増加傾向にあります。

次に、(2)の表をご覧ください。

1月中の陽性判明者の人数を日ごとに集計したものです。1月第3週目あたりから急激に増え始め、第4週には1日に30人を超える日もありました。また、第2週目から第3週目までは中学生、高校生と比較すると小学生の陽性者が多く確認されましたが、第4週目後半あたりからは中学生、高校生の数も増加傾向にあります。

続いて、裏面をご覧ください。

(3)には令和4年1月から2月2日までの間に臨時休校等の措置を講じたものについてまとめてあります。ここで行った臨時休校等についてはあくまで学校内の感染拡大の未然防止のために措置を講じているものです。依然として家庭内感染が疑われる例も多く見受けられることから、今後も陽性者の状況について学校と連携して、しっかりと調査をするとともに学校全体の状況等も踏まえた上で、措置の必要性について個別に判断してまいります。

最後に、市立学校における今後の感染予防対策についてです。

学校教育活動における感染予防対策について、まん延防止等重点措置に係る対応強化を踏まえ、横須賀市立学校と教育活動における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを2022年1月21日版として改定し、各学校に通知しました。

今回の改定では、これまでの保健所の見解や助言等を踏まえ、特に感染リスクが高いとされる教育活動を避けることや対策の強化について具体例を示すなどしています。本マニュアルにのっとり対策を徹底するよう、市立学校に依頼を

しています。

以上で、ご報告を終わります。

(質問なし)

報告事項(3)『行事等の結果について』ア 第21回全国中学生創造ものづくり教育フェア全国大会の結果について

(教育指導課長)

第21回全国中学生創造ものづくり教育フェア全国大会の結果について報告いたします。

本年1月22日土曜日、23日日曜日に、第21回全国中学生創造ものづくり教育フェアが東京の武蔵野総合体育館本部でリモートにより開催されました。

昨年11月の激励会に参加した中学校3校の中で神明中学校の2名の生徒が全国大会へ出場いたしました。激励会に参加しました神明中学校、北下浦中学校、長井中学校のうち、ロボットコンテストの関東大会に出場した北下浦中学校、長井中学校につきましては惜しくも関東大会突破となりませんでした。

あなたのためのおべんとうコンクールでは、全国8位に相当する全国農業高等学校長協会賞を受賞しました。

生徒作品コンクールでは、全国大会への出展により入賞である優秀賞を受賞しています。

以上、報告いたします。

(川邊委員)

今の添付資料にお弁当と幼児の和パントの写真が載っているのですが、これはお弁当のタイトルとパントのタイトルと意味が分からない。もし分かったら、どういう意味でこういうタイトルがついているのか、教えていただけますか。

(教育指導課長)

「巣ごもり中もハレ弁当」というお弁当ですが、詳細につきましては少し私も掌握しておりませんが、恐らくコロナ禍において子どもたちも含め、家族も含め、外出がなかなか難しい中でも、彩りとか、それから栄養とかも含め、バランスの取れたお弁当というところでのネーミングというか、このような名前になったというふうに思っております。

(川邊委員)

「幼児の「和」のパンツ」ですか、これはどういうものなのか分かりましたら教えてください。

(教育指導課長)

写真をご覧になっていただいておりますように、いわゆる和装タイプの幼児用のパンツというか、ズボンというか、そういったものとなります。私も実際に見させていただきましたが、いわゆる和服をデザインした子ども向けのパンツというふうに認識しております。

(質問なし)

(理事者報告)

(教育政策課長)

教育政策課です。

先ほど、議案第2号『横須賀市教育振興基本計画の策定について』のご審議の際にお答えできなかった事項について発言させていただきたいと思っております。

審議中の質問の中で、パブリックコメント手続において、ホームページにアクセスした人の件数はわかりますかという質問をいただいております。

広報課に確認をしましたところ、期間中に66件のアクセスがあったということが分かりましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

(委員質問なし)

日程第6 議案第7号から日程第9 議案第10号については、市長の議会提案案件のため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和4年2月3日(木) 午前11時37分

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡